第34回 南木曽町リニア対策協議会 開催

第34回南木曽町リニア対策協議会が3月30日に南木曽会館で開催されました。

まず報告事項として、工事進捗状況について説明いただき、その後、主にJR東海から町道十二兼線の改良・十二兼地区踏切の改良工事について、また、木曽建設事務所より木曽川右岸道路事業について説明をいただきました。

その後、「町道十二兼線道路拡幅に関する協定書」と「南木曽町内における中央新幹線建設工事に伴う工事用車両の通行等に関する変更確認書（第2回）」について協議をいただき、これらの協定等の締結について同意が得られました。

※説明資料は町のホームページをご覧ください。

報告事項

①工事進捗状況（鉄道・運輸機構、JR東海より）

広瀬工区の非常口ヤードでは土砂ピットの地工杭の打設が完了し、現在は底盤のコンクリート打設を行っています。発生土仮置きヤードでは、降雪により一時作業を中断していましたが、3月から造成工事を再開しています。

尾越工区では転石の小割作業と並行して蘭川を渡る仮橋架設のための下部工を行っています。また、1月から左岸ヤードの伐採工事に着手し、現在はヤードの造成工事を行っています。

なお、昨年10月に発生した瀬戸トンネル事故の影響で、岐阜県内のリニア工事がすべて停止し、以降再開していないため、山口工区での工事進捗はありません。

②町道十二兼線の改良・十二兼地区踏切の改良工事について（JR東海より）

JR東海が実施する改良工事の延長は約170メートル、拡幅後の道路幅は標準で6メートルとなります。令和4年度の6月から11月末にかけての工事を予定しています。対策協議会では、具体的な施行内容や期間、工事中の安全対策等が示されました。（詳細はホームページから説明資料をご覧ください。）

③長野県木曽川右岸道路事業について（木曽建設事務所より）

JR東海が行う上記工事の後に、県事業として、十二兼地区から木曽川に仮橋を架け、対岸に工事用道路を造成し、十二兼から大桑村方向に読書1号トンネル（仮称）を掘削するという現時点の工事計画の説明がありました。併せて、この工事用道路の造成にリニア事業の発生土の活用を検討しているとの説明がありました。

協議事項

①町道十二兼線道路拡幅に関する協定書について

町道十二兼線の拡幅に際し、事業内容や双方の役割分担等に関して規定する協定書について協議いただきました。

工事は、JR東海が施行し、道路工事に伴う測量、設計、設計照査、用地測量、物件調査、道路工事の施行及び財産引き継ぎ前の検査に要する費用はJR東海が負担します。町は、用地取得、申請された設計の照査、財産引き継ぎ前の検査を行い、検査合格後に引き渡しを受けます。

②南木曽町内における中央新幹線建設工事に伴う工事用車両の通行等に関する変更確認書（第2回）について

協議事項①の工事の施工にあたり、工事用車両が町道十二兼線を通行するため、工事用車両の通行時間等を定めている現確認書に町道十二兼線を追加する内容です。

これらの協定等の締結について同意が得られたため、令和4年4月1日に締結されました。

その他（第33回対策協議会について）

第33回南木曽町リニア対策協議会については、2月2日の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大により、1月27日から長野県に「まん延防止等重点措置」が適用される見込みとなったため、1月24日付で中止いたしました。

第33回対策協議会の場で協議いただく予定であった「町道十二兼線改良工事に関する協定」については、地元地区で既に説明会が開催され、基本的な方向性を確認していただいたことから、対策協議会委員の皆様に資料をお送りし、締結に向けた書面決議を検討しました。

しかし、協定書や事業の内容について、対策協議会の場でも地元地区と同じ説明を受け、疑問や懸念への対応についてしっかりと確認した上での判断が必要ではないかという意見が委員の皆様から寄せられたことから、書面決議という形ではなく、第34回の対策協議会の場において改めて協定書や事業の内容について説明を受けた上で、協定の締結について審議いただくこととしました。